

指定訪問看護ステーションたまちゃん 訪問看護 運営規程

(事業の目的)

- 第 1 条 有限会社えさし在宅センターが開設する指定訪問看護ステーションたまちゃん（以下「ステーション」という）が行う訪問看護事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保する為に、人員及び管理運営に関する事項を定め、看護師その他の従業者（以下「看護師等」という）が、要介護状態にあり且つ、主治医が訪問看護の必要を認めた利用者（以下「要介護者等」という）に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第 2 条 ステーションの看護師等は利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持・回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
- 二 事業の実施に当たっては、関係市町村や地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

- 第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次の通りとする。
- 二 名 称 指定訪問看護ステーション たまちゃん
- 三 所在地 岩手県奥州市江刺岩谷堂字二本木 7 1 番地 1（玉澤リハビリ整形外科内）

(職員の職種・員数及び職務内容)

- 第 4 条 ステーションに勤務する看護師等の職種・員数及び職務内容は次の通りとする。
- 二 管理責任者（看護師兼務） 1 名
管理責任者はステーション内の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 三 看護師等 看 護 師 3 名以上（管理責任者再掲）
理学療法士 若干名
作業療法士 若干名
- 看護師等は訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、訪問看護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

- 第 5 条 ステーションの営業日及び営業時間は次の通りとする。
- 二 営業日 月曜日から金曜日までとする。
- 三 営業時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 3 0 分までとする。
- 四 休業日 土曜日・日曜日・祝祭日
8 月 1 3 日から同 1 6 日、1 2 月 2 9 日から翌 1 月 3 日
- 五 ただし、上記二から四以外でも電話連絡等により 2 4 時間連絡が可能な体制を取る事とする。

(訪問看護の内容)

- 第 6 条 訪問看護の内容は次の通りとする。
- 二① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔保持
- ③ 食事・排泄等日常生活の世話
- ④ 創傷処置及び褥創処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症を有する方の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他主治医の指示による医療処置

(通常の事業の実施地域)

- 第 7 条 通常の事業の実施地域は、奥州市及び金ヶ崎町とする。

(利用料金関係)

- 第 8 条 訪問看護を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問看護が法定代理受領サービスである場合には、介護保険負担割合証に記載された割合を利用者負担とする。
- 二 死後の処置料は、1 0 0 0 0 円とする。
 - 三 長時間の訪問看護サービス（所定の訪問看護のサービス提供時間を超えた場合）を行った場合の費用は30分毎に1 5 0 0 円とする。
 - 四 保険外訪問看護サービスを行った場合の費用は、日中（8時30分から18時）は1時間毎に3 0 0 0 円、夜間（18時から8時30分）は1時間毎に4 5 0 0 円とする。
なお、外出時等に要する看護師の交通費等の諸経費は利用者の自己負担とする。
 - 五 緊急対応的訪問看護サービス（緊急時訪問看護加算を契約していない利用者からの求めに応じた緊急訪問）を行った場合の費用は1回につき1 0 0 0 0 円とする。
 - 六 請求はサービス提供月の翌月10日とし、これらの費用の支払いを受ける場合には領収書を発行する。
 - 七 領収書の再発行は行わない事とし、利用者からの求めに対して領収証明書の発行を行った場合の費用は1通につき5 0 0 円とする。
 - 八 訪問看護を提供した場合の交通費を1回につき1 5 0 円とする。（医療保険）

(緊急時における対応方法)

- 第 9 条 看護師等は、訪問看護を実施中に利用者の病状に急変・その他緊急事態が生じた時には、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡をして適切な処置を行うこととする。
- 二 看護師等は、前項について然るべき処置を施した後、速やかに主治医及び管理責任者にその経過を報告しなければならない。

(衛生管理)

- 第 1 0 条 管理者は、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うと共に、事業所の設備、備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
- 二 管理者は、事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講ずるものとする。
 - ① 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね 6 月に 1 回以上開催すると共に、その結果について、看護師等に周知徹底を図る。
 - ② 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - ③ 看護師等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(苦情処理)

- 第 1 1 条 指定訪問看護等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。
- 二 提供した指定訪問看護等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力すると共に、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
 - 三 提供した指定訪問看護等に係る苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力すると共に、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
 - 四 提供した指定訪問看護等に関する利用者からの苦情に関して、市町村が派遣するものが相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(事故発生時の対応)

- 第 1 2 条 利用者に対する指定訪問看護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者家族、介護支援専門員等と連絡を行うと共に、必要な措置を講じる。
- 二 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
 - 三 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待防止に関する事項)

第13条 ステーションは、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催すると共に、その結果について看護師等に周知徹底を図る。
- ② 虐待防止のための指針を整備する。
- ③ 看護師等に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

二 ステーションは、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束の原則禁止)

第14条 ステーションは、サービス提供にあたっては、利用者又はほかの利用者の生命または身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という。）を行わない。

二 事業所は、やむを得ず身体拘束を行う場合には、本人または家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得たうえで、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由などについて必要な事項を記載することとする。

(個人情報の保護)}

第15条 利用者またはその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係従事者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

二 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又その家族の同意を得るものとする。

(業務継続計画の策定等)

第16条 ステーションは、感染症や非常災害の発生等において、利用者に対する訪問看護等の提供を継続的に実施すると共に、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

二 看護師等に対し、業務継続計画について周知すると共に、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

三 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 看護師等の資質向上を図る為の研修の機会を次の通り設ける事とし、又業務体制を整備する。

二① 採用時研修 採用後3ヶ月以内

② 継続研修 年2回

三 看護師等は、業務上知り得た利用者・家族等の秘密を保持する。

四 過去看護師等であった者に業務上知り得た利用者・家族等の秘密を保持させる為、看護師等で無くなった後においても、これらの秘密を保持し、漏洩しない旨を看護師等との雇用契約での内容とする。

五 業務上事業所に対し、又訪問看護の提供において利用者・家族等に対して悪質なる損害を与えた場合、その程度により処罰の対象とする。

六 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は（有）えさし在宅センターの取締役とステーションの管理責任者との協議に基づいて定めるものとする。